

## 昭和五十六年運輸省令第四十七号

船舶のトン数の測度に関する法律施行規則  
船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第三条第二項及び第四項、第四条第二項、第五条第二項及び第三項、第六条第二項及び第三項、第七条第二項、第十一条、第十二条、第十三条並びに附則第三条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、船舶のトン数の測度に関する法律施行規則を次のように定める。

### 目次

#### 第一章 総則（第一条—第八条）

##### 第二章 船舶のトン数の測度の基準

###### 第一節 國際総トン数（第九条—第三十四条の二）

###### 第二節 総トン数（第三十五条—第三十七条）

###### 第三節 純トン数（第三十八条—第四十八条）

###### 第四節 載貨重量トン数（第四十九条—第五十八条）

###### 第五節 國際トン数証書等（第五十九条—第七十一条）

###### 第六節 雜則（第七十二条—第七十四条）

### 附則

## 第一章 総則

### （定義）

第一条 この省令において使用する用語は、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律

第四十号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。  
2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 型深さ 本船にあつては、キールのラバットの下縁（厚いガーボードが取り付けられている

船舶にあつては、ガーボード以外の船底外板の外面を内方に延長した線とキールの側面との交点をいう。以下同じ。）から船側における上甲板の下面までの垂直距離をいい、その他の船舶にあつては、キールの上面から船側における上甲板の下面（丸型ガンネルを有する船舶にあつては、ガンネルが角型となるよう上甲板及び船側外板のモールデッド・ラインをそれぞれ延長して得られる交点をいう。以下同じ。）までの垂直距離をいう。

二 船の長さ 最小の型深さの八十五パーセントの位置における計画満載喫水線に平行な喫水線の全長の九十六パーセント又はその喫水線上の船首材の前面から舵頭材の中心線までの距離のうちいかれか大きいものをいう。

三 船の幅 金属製外板を有する船舶にあつては、船の長さの中央における相対するフレームの外面間の最大の幅をいい、金属製外板以外の外板を有する船舶にあつては、船の長さの中央における船体の外面間の最大の幅をいう。

四 垂線間長 計画満載喫水線上において、船首材の前面から、舵を有する船舶にあつては、舵頭材の中心線（舵柱を有する船舶にあつては、その後面）までの距離をいい、舵を有しない船にあつては、船尾外板の後面までの距離をいう。

五 前部垂線 垂線間長の前端における垂線をいう。

六 後部垂線 垂線間長の後端における垂線をいう。

七 基線 垂線間長の中央におけるキールの上面（木船にあつては、キールのラバットの下縁）を通る計画満載喫水線に平行な線をいう。

八 船体主部 前部垂線から後部垂線までの間にある上甲板下の船体の部分をいう。

九 船体付加部 前部垂線より前方又は後部垂線より後方にある上甲板下の船体の部分をいう。

十 付加物 バルジその他上甲板下の船体の外面に取り付けられた構造物をいう。

十一 上部構造物 船樓その他上甲板上に設けられた構造物をいう。

（上甲板）

第二条 法第三条第二項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 外気に面したすべての開口に常設の風雨密閉装置を備えていること。

二 甲板（船舶安全法（昭和八年法律第一号）第三条に規定する満載喫水線（満載喫水線を標示することを要しない船舶にあつては、型深さの下端から舷端までの最小の深さの七十五パーセントの位置における計画満載喫水線に平行な喫水線）より上方にあるものに限る。以下同じ。）が船首から船尾までにわたって全通していること。

三 前号の甲板より下方の船側にあるすべての開口に常設の水密閉装置を備えていること。

2 前項の基準に適合する甲板のうち最上層のものに階段部を有する船舶にあつては、当該甲板の暴露部の最下段の部分及びこれを当該甲板の上段の部分に平行に延長した部分を上甲板とみなす。

第三条 前条第一項に規定する基準に適合する甲板を有しない船舶であつて次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定めるものを上甲板とみなす。

一 船首から船尾までにわたって全通している甲板を有する船舶 最上層の当該甲板

二 船首から船尾までにわたって全通していない甲板を有する船舶 船体の主要部を構成する最上層の当該甲板及び当該甲板のない部分における舷端により囲まれた面

三 甲板を有しない船舶 舷端により囲まれた面

（単位及び精度）

第四条 長さ、幅、深さ及び高さは、メートルを単位とし、四捨五入により小数点以下二位までとする。

2 厚さは、メートルを単位とし、四捨五入により小数点以下三位までとする。  
3 トン数は、十トン以上である場合にあつては小数点以下を切り捨て、十トン未満である場合にあつては小数点以下は一位にとどめ、小数点以下二位を切り捨てる。ただし、○・一トン未満である場合にあつては、○・一とする。

（容積の測度）

第五条 閉鎖場所、貨物積載場所及び除外場所の容積は、外板の内面から内面まで（金属製外板以外の外板にあつては外側から外側まで）又は周縁の構造上の仕切り、隔壁、甲板若しくは覆いの内面から内面まで測度するものとする。

（形状が複雑な場所の面積又は容積の算定方法）

第六条 面積又は容積を一区分として算定すべき場所のうち形状が複雑なものとの面積又は容積は、計算上より精密な結果が得られると船舶測度官が認める場合にあつては、第十条から第三十一条まで、第三十四条及び第四十条から第四十五条までの規定にかかわらず、当該場所を二以上に区分し、各区分した場所ごとにこれららの規定に準じて算定することができるものとする。

（形状が正整な場所の面積又は容積の算定方法）

第七条 形状が正整な場所の面積又は容積は、第十一条から第三十条まで、第三十四条、第四十一条から第四十三条まで、第四十五条、第五十三条から第五十五条まで及び第五十七条の規定にかかるらず、平均の長さ、幅、深さ又は高さにより算定することができるものとする。

（特殊な構造を有する船舶のトン数の算定方法）

第八条 特殊な構造を有する船舶であつて、国土交通大臣がこの省令の規定を適用することが妥当でないと認める船舶のトン数の算定方法については、この省令の規定にかかわらず、国土交通大臣が告示で定めるものとする。

## 第二章 船舶のトン数の測度の基準

### 第一節 國際総トン数

（國際総トン数の数値を算定する場合の係数）

第九条 法第四条第二項の国土交通省令で定める係数は、次の算式により算定した数値とする。

0.2+0.02×<sup>10</sup><sub>0</sub>gV

この場合において、  
Vは、閉鎖場所の合計容積を立方メートルで表した数値から除外場所の合計容積を立方メートルで表した数値を控除して得た数値。

#### (閉鎖場所の合計容積の算定方法)

**第十一条** 閉鎖場所の合計容積の算定に当たつては、上甲板下の閉鎖場所及び上甲板上の閉鎖場所についてそれぞれの合計容積を算定し、これらを合算するものとする。

**十二条** 上甲板下の閉鎖場所の合計容積の算定に当たつては、船の長さ二十四メートル以上の船舶については船体主部、船体付加部及び付加物について、船の長さ二十四メートル未満の船舶にあつては船体（上甲板下の部分に限る。第十九条において同じ。）及び付加物についてそれぞれの容積を算定し、これらを合算するものとする。

**十三条** 上甲板上の閉鎖場所の合計容積の算定に当たつては、上部構造物についてそれぞれの容積を算定し、これらを合算するものとする。

#### (船体主部の容積の算定方法)

**第十一条** 船体主部の容積は、船体主部の各分長点の位置における横断面の面積に当該分長点の位置に係る別表第一の下欄に掲げる係数をそれぞれ乗じて得た値を合算し、これに垂線間長の三分の一を乗じて算定するものとする。

**十二条** 船体主部の分長点は、基線上において別表第一の上欄に掲げる垂線間長の区分に応じ、後部垂線からの距離が同表の下欄に定める距離となる位置に設けるものとする。

**十三条** 船体主部の分深点は、当該船体主部の分長点における垂線上において、両船側における上甲板の下面を結んだ線との交点、基線との交点及び当該基線との交点を基点として別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める間隔ごとに定まる位置（両船側における上甲板の下面を結んだ線との交点より下方の船体主部内に定まる位置に限る。）に設けるものとする。

**二** 横断面の上端又は下端の位置が前項の規定により設けられた分深点と一致しないときは、同項の規定によるほか、当該上端又は下端に分深点を設けるものとする。

**十四条** 横断面の面積の算定に当たつては、当該横断面を分深点ごとに水平に区分し、各区分した面（次条において「部分横断面」という。）の面積を算定し、これらを合算するものとする。

**十五条** 部分横断面の面積は、当該部分横断面の下方及び上方の分深点における幅に一を、分深点間の中央における幅に四をそれぞれ乗じて得た値を合算し、これに分深点間隔の六分の一を乗じて算定するものとする。

**二** 両船側における上甲板の下面を結んだ線より上方の部分横断面の面積は、前項の規定にかかわらず、当該部分横断面の下方の分深点における幅を四等分し、中央の等分点における高さに二を、それ以外の等分点における高さに四を、両船側における高さに一をそれぞれ乗じて得た値を合算し、これに等分点間隔の三分の一を乗じて算定するものとする。

#### (船体付加部の容積の算定方法)

**第十六条** 船体付加部の容積は、船体付加部の各分長点における横断面の面積に、後端から数えて偶数番目に当たる分長点における横断面については四を、前後両端を除き奇数番目に当たる分長点における横断面については一をそれぞれ乗じて得た値を合算し、これに分長点間隔の三分の一を乗じて算定するものとする。

**十七条** 船体付加部の分長点は、基線上において別表第三の上欄に掲げる長さ（当該船体付加部の前端から後端までの距離をいう。）の区分に応じ、同表の下欄に定める等分数により当該長さを等分した位置に設けるものとする。

**二** 両船側における上甲板の下面を結んだ線より上方の部分横断面の面積は、前項の規定にかかわらず、当該部分横断面の下方の分深点における幅を四等分し、中央の等分点における高さに二を、それ以外の等分点における高さに四を、両船側における高さに一をそれぞれ乗じて得た値を合算し、これに等分点間隔の三分の一を乗じて算定するものとする。

**十八条** 横断面の面積の算定については、第十三条から第十五条までの規定を準用する。この場合において、第十三条第一項中「船体主部」とあるのは、「船体付加部」と読み替えるものとする。

**十九条** 船の長さ二十四メートル未満の船舶の船体の容積の算定方法

（船の長さ二十四メートル未満の船舶の船体の容積の算定方法）

（船の長さ二十四メートル未満の船舶の船体の容積は、第十一條から前条までの規定にかかるわらず、次の算式により算定するものとする。

$$0.65 \times L \times B \times (D_s + (2/3)C + (1/3)(D_l - D_m))$$

この場合において、

Vは、閉鎖場所の合計容積を立方メートルで表した数値から除外場所の合計容積を立方メートルで表した数値を控除して得た数値。

**（閉鎖場所の合計容積の算定方法）**

**第十一条** 閉鎖場所の合計容積の算定に当たつては、当該上部構造物の後端から数えて奇数番目に当たる分長点における横断面について、船の長さ二十四メートル未満の船舶の付加物の容積の算定方法について、第二十条から前条までの規定にかかわらず、当該付加物の最大の長さに平均の幅及び平均の高さを乗じて算定するものとする。

**二** 部分構造物の容積は、当該部分構造物における後端及び前端の横断面の面積に一を、中央の横断面の面積に四をそれぞれ乗じて得た値を合算し、これに分長点間隔の三分の一を乗じて算定す

D<sub>m</sub>は、測度長の中央において、キールの下面（木船にあつては、キールのラベットの下縁）から船側における上甲板の下面までの垂直距離

Cは、測度長の中央におけるキャンバー

D<sub>s</sub>は、測度長の中央において、キールの下面（木船にあつては、キールのラベットの下縁）から船側における上甲板の下面までの垂直距離

2 測度長の前端における垂線より前方又は測度長の後端における垂線より後方に船体の部分を有する船舶の容積の算定については、当該部分についてその最大の長さに平均の幅及び平均の深さを乗じて容積を算定し、これを前項の規定により算定した容積に加えるものとする。

**（付加物の容積の算定方法）**

**第二十条** 付加物の容積の算定方法については、第十六条の規定を準用する。この場合において、

同条中「船体付加部」とあるのは、「付加物」と読み替えるものとする。

**二十一一条** 付加物の分長点は、別表第三の上欄に掲げる長さ（当該付加物の前端から後端までの距離をいう。）の区分に応じ、同表の下欄に定める等分数により当該長さを等分した位置及び前後両端の位置に設けるものとする。

**二十二条** 付加物の分深点は、当該付加物の分長点における垂線上において、別表第四の上欄に掲げる深さ（当該分長点における横断面の下端から上端までの距離をいう。）の区分に応じ、同表の下欄に定める等分数により当該深さを等分した位置及び上下両端の位置に設けるものとする。

**二十三三条** 横断面の面積は、当該横断面の下端から数えて偶数番目に当たる分深点における幅に四を、上下両端を除き奇数番目に当たる分深点における幅に二を、上下両端の分深点における幅に一をそれぞれ乗じて得た値を合算し、これに分深点間隔の三分の一を乗じて算定するものとする。

**（船の長さ二十四メートル未満の船舶の付加物の容積の算定方法）**

**二十四条** 船の長さ二十四メートル未満の船舶の付加物の容積の算定方法については、第二十条から前条までの規定にかかわらず、当該付加物の最大の長さに平均の幅及び平均の高さを乗じて算定するものとする。

**（上部構造物の容積の算定方法）**

**二** 上部構造物の容積の算定に当たつては、当該上部構造物の後端から数えて奇数番目に当たる分長点における横断面について、船の長さ二十四メートル未満の船舶の付加物の容積の算定方法について、第二十条から前条までの規定にかかわらず、当該付加物の最大の長さに平均の幅及び平均の高さを乗じて算定するものとする。

**第二十六条** 上部構造物の分長点は、別表第五の上欄に掲げる長さ（当該上部構造物の前端から後端までの距離をいう。）の区分に応じ、同表の下欄に定める等分数により当該長さを等分した位置及び前後両端の位置に設けるものとする。

2 上部構造物の全部又は一部が次の各号に掲げる位置にあるときは、前項の規定によるほか、それぞれ當該各号に定める位置に分長点を設けるものとする。

1 前部垂線の位置より前方

当該上部構造物の前端から数えて三番目の分長点までにおける各

分長点間の中央の位置

二 後部垂線の位置より後方

当該上部構造物の後端から数えて三番目の分長点までにおける各

分長点間の中央の位置

二 横断面の面積は、当該横断面の上端及び下端における幅に一を、当該横断面の高さの六分の一を乗じて算定するものとする。

（船の長さ二十四メートル未満の船舶の上部構造物の容積の算定方法）

**第二十八条** 船の長さ二十四メートル未満の船舶の上部構造物の容積の算定方法については、前三

条の規定にかかわらず、当該上部構造物の最大の長さに平均の幅及び平均の高さを乗じて算定す

るものとする。

（船の長さ二十四メートル未満の船舶の上部構造物の容積の算定方法）

**第二十九条** 第三条の上甲板に階段部を有する船の長さ二十四メートル以上の船舶の上甲板下の閉

闇場所の合計容積は、第十条第二項の規定にかかわらず、区分甲板により第三条の上甲板下の船

体を区分し、区分甲板下の船体主部、区分甲板と第三条の上甲板との間の場所（以下この条及び次条において「上甲板下の船体上部」という。）についてそれぞれ

の容積を算定し、これらを合算したものに第二十条から第二十三条までの規定により算定した付

加物の合計容積を加えるものとする。

2 区分甲板下の船体主部の容積の算定方法については、第十一条から第十五条までの規定を準用

する。この場合において、第十二条及び第十三条第一項中「船体主部」とあるのは、「区分甲板下の船

体主部」と読み替えるものとする。

3 区分甲板下の船体付加部の容積及び分長点については、第十六条及び第十七条の規定を準用す

る。この場合において、第十六条及び第十七条中「船体付加部」とあるのは、「区分甲板下の船

体付加部」と読み替えるものとする。

4 区分甲板下の横断面の面積の算定方法については、第十三条から第十五条までの規定を準用す

る。この場合において、第十三条第一項中「船体主部」とあるのは、「区分甲板下の船体付加部」と、第十三条第一項及び第十五条第二項中「上甲板」とあるのは、「区分甲板」と読み替えるものとする。

5 上甲板下の船体上部の容積の算定方法については、第二十五条から第二十七条までの規定を準用する。この場合において、第二十五条第一項及び第二十六条中「上部構造物」とあるのは、「上

甲板下の船体上部」と、第二十五条中「部分構造物」とあるのは、「部分船体上部」と読み替える

ものとする。

**第三十条** 第三条の上甲板に階段部を有する船の長さ二十四メートル未満の船舶の上甲板下の閉闇場所の合計容積は、第十条第二項の規定にかかわらず、区分甲板により第三条の上甲板下の船体を区分し、区分甲板下の船体及び上甲板下の船体上部についてそれぞれの容積を算定し、これらを合算したものに第二十四条の規定により算定した付加物の合計容積を加えるものとする。

2 区分甲板下の船体の容積の算定方法については、第十九条の規定を準用する。この場合において、同条中「船体」とあるのは、「区分甲板下の船体」と読み替えるものとする。

（区分甲板）と読み替えるものとする。

3 上甲板下の船体上部の容積は、当該場所の最大の長さに平均の幅及び平均の深さを乗じて算定するものとする。

（閉闇場所の容積の算定方法の特例）

**第三十一条** 除外場所の合計容積の算定方法に当たつては、上部構造物における除外場所についてそれぞれの容積を算定し、これらを合算するものとする。

（除外場所の合計容積の算定方法）

**第三十二条** 法第四条第二項の国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる開口（閉鎖装置を有しているもの及び構造上閉鎖することが可能なものを除く。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

1 上部構造物の端部隔壁に設けられた開口 下層の甲板から上層の甲板まで達し、かつ、当該

開口の位置における下層の甲板の幅の九十パーセント以上の幅を有するものであつて暴露部に

ある直近の構造物との間隔が、当該構造物との間における甲板の最小の幅の五十パーセント以上であること。

2 両船側に達する上部構造物の船側に設けられた開口 高さが、当該上部構造物の高さの三分の一（〇・七五メートル未満となるときは、〇・七五メートルとする。）より高いこと。

3 上部構造物の上層の甲板に設けられた開口 覆いが設けられておらず、かつ、外気にしていること。

4 上部構造物の周縁の仕切り又は隔壁の凹入部の開口 下層の甲板から上層の甲板まで達し、かつ、外気にしていること。ただし、側面においてオーブン・レール又はブルワーケ及びカーテン・プレートが設けられているものについては、当該オーブン・レール又はブルワーケの上端からカーテン・プレートの下端までの高さが、当該上部構造物の高さの三分の一（〇・七五メートル未満となるときは、〇・七五メートルとする。）より高いものに限る。

5 覆いにより閉闇され、かつ、当該覆いの支持のために必要なスタンション以外には船体といかなる接続もない上部構造物の暴露部の側面及び端面の開口 甲板から覆いまで達し、かつ、外気にしていること。（ただし、側面においてオーブン・レール又はブルワーケの上端からカーテン・プレートが設けられているものについては、当該オーブン・レール又はブルワーケの上端まで達する。）より高いものに限る。

**第三十三条** 除外場所の容積の算定に当たつては、上部構造物における次の各号に掲げる開口の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所（貨物又は貯蔵品の保管のための棚その他の装置が設けられている場所を除く。）の容積を算定するものとする。

1 前条第一号に掲げる開口 当該開口から当該開口の位置における下層の甲板の幅（以下この条において「基準の幅」という。）の五十パーセント離れた位置における当該開口に平行な面と当該開口を有する端部隔壁との間の場所。ただし、当該場所が狭まる（外板が狭まる）ことによって当該場所が狭まる場合を除く。）ことによつて当該場所のある位置の幅が基準の幅の九十五パーセント未満となる場合には、当該場所の幅が基準の幅の九十パーセント以下となる位置のうち当該開口に最も接近した位置における当該開口に平行な面と当該開口を有する端部隔壁との間の場所。

2 前条第二号に掲げる開口 当該開口から基準の幅の五十パーセント離れた位置（当該上部構造物内に構造物が設けられている場合は、当該構造物の側面）と当該開口直下の場所

の場所（前条第二号の基準に該当する開口の長さに相当する部分に限る。）

3 前条第三号に掲げる開口 当該開口直下の場所

の場所（前条第四号に掲げる開口 当該開口直下の場所（当該場所のある位置の幅が当該開口の幅以下であり、かつ、その奥行きが当該開口の幅の二倍以下である場合に限る。）

であり、かつ、その奥行きが当該開口の幅の二倍以下である場合に限る。）

5 前条第五号に掲げる開口 当該覆いにより閉闇された場所

の場所（前条第一項及び第二十六条中「上部構造物」とあるのは「除外場所」と、第二十五条中「部分構造物」とあるのは「部分除外場所」と読み替えるものとする。）

（除外場所の容積の算定方法）

**第三十四条** 除外場所の容積の算定方法については、第二十五条から第二十七条までの規定を準用する。この場合において、第二十五条第一項及び第二十六条中「上部構造物」とあるのは「除外場所」と、第二十五条中「部分構造物」とあるのは「部分除外場所」と読み替えるものとする。



物」とあるのは「貨物積載場所に含まれる除外場所」と、第二十五条中「部分構造物」とあるのは「部分除外場所」と読み替えるものとする。  
2 船の長さ二十四メートル未満の船舶の貨物積載場所に含まれる除外場所の容積の算定方法については、前項の規定にかかわらず、当該貨物積載場所に含まれる除外場所の最大の長さに平均の幅及び平均の高さを乗じて算定するものとする。  
(貨物積載場所に含まれる除外場所の容積の算定方法の特例)

**第四十五条の二** 貨物積載場所に含まれる除外場所の容積の算定に當たつては、第四条第一項、第四十四条及び前条第一項の規定にかかわらず、国土交通大臣がこれらの規定による算定方法と同様以上の精度を得ることができると認める算定方法によることができる。  
(純トン数を算定するための数値)

**第四十六条** 法第六条第二項第一号の国土交通省令で定めるところにより算定した数値は、次の算式により算定した数値とする。

$$1. 25 \times ((T + 10,000) / 10,000) \times (N_1 + (N_2 / 10))$$

この場合において、  
Tは、国際総トン数の数値  
N<sub>1</sub>は、定員八人以下の旅客室に係る旅客定員の数  
N<sub>2</sub>は、旅客定員の総数からN<sub>1</sub>を控除して得た数

(純トン数の数値の算定について特例を定めることができる軽微な変更)

**第四十七条** 法第六条第三項の国土交通省令で定める軽微な変更とは、当該変更によつて閉囲場所、貨物積載場所又は除外場所の容積に変更を生じないものとする。  
(純トン数の数値の算定についての特例)

**第四十八条** 前条に規定する軽微な変更により純トン数の数値が減少することとなる船舶(巡礼者運送その他の特殊な運送において多数の無寝床旅客を輸送する旅客船を除く。)の純トン数の数値は、法第八条の規定により国際トン数証書又は国際トン数確認書が最初に交付された日(純トン数の変更に係る書換えを受けた場合にあつては、最後に書換えを受けた日)から起算して一年を経過する日までの間は、当該変更前の基準喫水線の位置又は旅客定員の数を用いて法第六条第二項及び第三十八条から第四十六条までの規定により算定するものとする。

**第四節** 載貨重量トントン数  
(載貨重量トントン数を算定する場合に積載しない物)

第四十九条 法第七条第二項の国土交通省令で定める物は、次に掲げる物とする。

一 燃料  
二 潤滑油  
三 バラスト水  
四 タンク内の清水及びボイラ水  
五 消耗貯蔵品  
六 旅客及び乗組員の手回品  
(満載排水量)

**第五十条** 比重一・〇二五の水面において基準喫水線に至るまで人又は物を積載するものとした場合(以下この条において「満載状態」という。)の船舶の排水量は、次の算式により算定するものとする。

$$V_D \times (1 / 1,000) \times \dots$$

この場合において、  
V<sub>D</sub>は、満載状態における船舶の排水容積(立方メートル)  
Dは、海水の密度(キログラム毎立方メートル)

**第五十一条** 人、貨物又は第四十九条各号に掲げる物を積載しないものとした場合(以下この条において「軽荷状態」という。)の船舶の排水量は、次の算式により算定するものとする。  
V = D × (1 / 1,000) ×  $\dots$

この場合において、  
V、Dは、軽荷状態における船舶の排水容積(立方メートル)  
Dは、水又は海水の密度(キログラム毎立方メートル)

**第五十二条** 排水容積の算定に當たつては、船体の型排水容積、付加物の排水容積及び金属外板を有する船舶にあつては外板の排水容積をそれぞれ算定し、これらを合算するものとする。  
(排水容積の算定方法)

**第五十三条** 船体主部の型排水容積の算定方法については、第十一条から第十五条第一項までの規定を準用する。この場合において、第十二条中「容積」とあるのは「型排水容積」と、「横断面」とあるのは「喫水線下の横断面」と、第十三条第一項及び第十四条中「横断面」とあるのは「喫水線下の横断面」と、第十三条第二項中「両船側における上甲板の下面を結んだ線」とあるのは「喫水線」と読み替えるものとする。  
(船体主部の型排水容積の算定方法)

**第五十四条** 船体付加部の型排水容積の算定方法については、第十六条及び第十七条の規定を準用する。この場合において、第十二条中「容積」とあるのは「型排水容積」と、「横断面」とあるのは「喫水線下の横断面」と、第十三条第一項中「両船側における上甲板の下面を結んだ線」とあるのは「船体付加部」とあるのは「船体付加部」と読み替えるものとする。  
(船体付加部の型排水容積の算定方法)

**第五十五条** 付加物の排水容積の算定方法については、第十三条から第十五条第一項までの規定を準用する。この場合において、第十三条第一項中「船体主部」とあるのは「船体付加部」と、第十三条第一項中「両船側における上甲板の下面を結んだ線」とあるのは「喫水線」と、第十三条第二項及び第十四条中「横断面」とあるのは「喫水線下の横断面」と読み替えるものとする。  
(付加物の排水容積の算定方法)

**第五十六条** 付加物の排水容積の算定方法については、第十六条の規定を準用する。この場合において、同条中「船体付加部」とあるのは「付加物」と、「容積」とあるのは「排水容積」と、「横断面」とあるのは「喫水線下の横断面」と読み替えるものとする。  
2 嘫水線下の横断面の面積の算定方法については、第二十一条から第二十三条までの規定を準用する。この場合において、第二十一条中「付加物」とあるのは「喫水線下の付加物」と、第二十二条及び第二十三条中「横断面」とあるのは「喫水線下の横断面」と読み替えるものとする。  
(外板の排水容積の算定方法)

**第五十七条** 船体主部の外板の浸水面積は、基線上において別表第一の上欄に掲げる垂線間長の区分に応じ、後部垂線からの距離が同表の下欄に定める距離となる位置における喫水線下のガース長さ(船体横断面上において外板の内面に沿つて測つた距離をいう。次項において同じ。)に当該位置に係る同表の下欄に定める係数をそれぞれ乗じて得た値を合算し、これに垂線間長の三分の一を乗じて算定するものとする。  
2 船体付加部の外板の浸水面積は、基線上において別表第三の上欄に掲げる長さ(当該喫水線下の船体付加部の前端から後端までの距離をいう。)の区分に応じ、同表の下欄に定める等分数により当該長さを等分した位置及び前後両端の位置に設けられた各分長点における喫水線下のガース長さに、後端から数えて偶数番目に当たる分長点における喫水線下のガース長さについては四分の一を乗じて算定するものとする。

2 船体付加部の外板の浸水面積は、基線上において別表第三の上欄に掲げる長さ(当該喫水線下の船体付加部の前端から後端までの距離をいう。)の区分に応じ、同表の下欄に定める等分数により当該長さを等分した位置及び前後両端の位置に設けられた各分長点における喫水線下のガース長さに、後端から数えて偶数番目に当たる分長点における喫水線下のガース長さについては四分の一を乗じて算定するものとする。

後両端の分長点における喫水線下のガース長さについては一をそれぞれ乗じて得た値を合算し、これに分長点間隔の三分の一を乗じて算定するものとする。

**第五十八条** 排水容積の算定に当たつては、第四条第一項及び第五十二条から前条までの規定にかわらず、国土交通大臣がこれらの規定による算定方法と同等以上の精度を得ることができると認める算定方法によることができる。

### 第三章 国際トン数証書等

(国際トン数証書の交付の申請等)

**第五十九条** 法第八条第二項の規定により国際トン数証書の交付(以下単に「交付」という。)を受けようとする船舶所有者は、第一号様式による国際トン数証書交付申請書を当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)又は運輸支局等(運輸支局(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第二第一号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。)を除く。)、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所及び内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百二十二条第二項に規定する事務を分掌するものをいう。以下同じ。)の長(以下「地方運輸局長等」という。)に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

#### 一 一般配置図

#### 二 中央横断面図

#### 三 鋼材配置図

#### 四 船体線図

#### 五 上部構造図

3 地方運輸局長等は、交付のため必要があると認める場合は、前項に規定する図面のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

#### (測度の準備)

**第六十条** 交付の申請をした者は、地方運輸局長等が指示するところに従い国際総トン数及び純トン数の測度の準備をするものとする。

#### (国際総トン数及び純トン数の測度等)

**第六十一条** 地方運輸局長等は、交付の申請があつたときは、船舶測度官に、当該船舶に立ち入り、国際総トン数及び純トン数の測度を行わせ、かつ、国際トン数証書及び国際トン数計算書を作成させるものとする。

2 船舶測度官は、前項の国際総トン数の測度を行う場合において、船舶法(明治三十一年法律第四十六号)及びこれに基づく命令の規定により法第五条に規定する総トン数の測度又は改測(これらに相当する処分を含む。)を受けた船舶については、当該総トン数の算定に用いた法第四条第二項の規定の例により算定した数値を用いるものとする。

(海上運送法第三十八条の二の確認を受けた者に係る交付の申請等の特例)

**第六十二条の二** 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第三十八条の二の確認を受けた者が交付の申請をする場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「船舶測度官に、当該船舶に立ち入り、国際総トン数及び純トン数の測度を行わせ、かつ」とあるのは、「船舶測度官に」とする。この場合において、第五十九条第二項及び第三項、第六十条並びに前条第二項の規定は、適用しない。

(国際トン数証書の書換えの申請等)

**第六十二条** 法第八条第三項の規定により国際トン数証書の書換え(以下単に「書換え」という。)を受けようとする船舶所有者は、第二号様式による国際トン数証書書換え申請書を当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長等(記載事項の変更が国際総トン数又は純トン数の変更以外の変更であるときは、当該船舶の船籍港を管轄する地方運輸局長等)に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、国際総トン数又は純トン数の変更以外の変更に係る書換えの場合にあつては、第一号に掲げる書類とする。

一 現に有する国際トン数証書

二 中央横断面図

三 一般配置図

四 当該変更に係る部分の構造及び配置を示す図面

一 現に有する国際トン数証書

3 第五十九条第三項の規定は、国際総トン数又は純トン数の変更に係る書換えの場合について準用する。

(準用)

**第六十三条** 第六十条及び第六十一条の規定は、国際総トン数又は純トン数の変更に係る書換えの申請の場合について準用する。この場合において、第六十条及び第六十一条第一項中「交付」とあるのは、「国際総トン数又は純トン数の変更に係る書換え」と読み替えるものとする。

(交付又は書換えの引き継ぎ)

**第六十四条** 交付又は国際総トン数若しくは純トン数の変更に係る書換えを申請した者は、当該船舶が当該交付又は書換えを申請した地方運輸局長等以外の地方運輸局長等の管轄する区域内に移転した場合は、当該交付又は書換えを申請した地方運輸局長等に第三号様式による国際トン数証書交付(書換え)引継申請書を提出して、当該船舶の新たな所在地を管轄する地方運輸局長等への交付又は書換えの引継ぎを受けることができる。

(国際トン数証書の再交付)

**第六十五条** 法第八条第五項の規定により国際トン数証書の再交付を受けようとする船舶所有者は、第四号様式による国際トン数証書再交付申請書を当該船舶の船籍港を管轄する地方運輸局長等に提出しなければならない。

2 地方運輸局長等は、法第八条第五項の規定による申請が正当であると認めるときは、国際トン数証書をその者に再交付するものとする。

(国際トン数証書の返還)

**第六十六条** 法第八条第六項の規定により国際トン数証書を返還するときは、当該船舶の船籍港を管轄する地方運輸局長等に対して行うものとする。

(国際トン数証書を返還することができない場合の届出)

**第六十七条** 法第八条第六項ただし書の規定により国際トン数証書を返還することができない旨の届出をしようとする船舶所有者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該船舶の船籍港を管轄する地方運輸局長等に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人につてはその代表者の氏名及び住所

二 船名、船舶番号、船籍港及び国際トン数証書の番号

三 国際トン数証書を返還することができない理由

(行政区画の名称等の変更)

**第六十七条の二** 行政区画又は土地の名称の変更があつたときは、国際トン数証書に記載した行政区画又は土地の名称は、変更後の行政区画又は土地の名称に変更されたものとみなす。

(国際トン数確認書)

**第六十八条** 第五十九条から前条までの規定は、国際トン数確認書について準用する。この場合において、第五十九条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項及び第二項並びに第六十四条から前条までの規定中「国際トン数証書」とあるのは、「国際トン数確認書」と読み替えるものとする。

(国際トン数証書及び国際トン数確認書の様式)

**第六十九条** 国際トン数証書及び国際トン数確認書の様式は、それぞれ第五号様式及び第六号様式によるものとする。

## (外国における事務)

**第七十条** 日本の領事官は、法第八条に規定する事務を行つたときは、遅滞なく、外務大臣を通じて、国土交通大臣に関係書類を送付しなければならない。

(手数料)

新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四國運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

**第三条** この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対しても申請等とみなす。

**附 則** (昭和六二年三月二五日運輸省令第二五号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

**附 則** (平成元年三月三一日運輸省令第一二号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

**附 則** (平成元年七月一〇日運輸省令第二四号)

(施行期日)

1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

**附 則** (平成三年三月二二日運輸省令第二号)

(施行期日)

1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成五年三月二九日運輸省令第七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成五年七月六日から施行する。

**附 則** (平成六年三月二九日運輸省令第九号)

(施行期日)

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

**附 則** (平成六年三月二九日運輸省令第一五号)

(施行期日)

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成六年三月三〇日運輸省令第一二号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成九年三月二二日運輸省令第一五号)

(施行期日)

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成九年一一月一五日運輸省令第八三号)

(施行期日)

1 この省令は、なお従前の例による。

**附 則** (平成一二年三月二二日運輸省令第九号)

(施行期日)

1 この省令は、平成一二年三月二二日運輸省令第九号)

1 (施行期日)  
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 (経過措置)  
この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

**附 則** (平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号) 抄

(施行期日)  
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則** (平成一二年三月二二日国土交通省令第二〇号)

(施行期日)  
この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一四年六月一八日国土交通省令第七九号)

(施行期日)  
この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

**附 則** (平成一六年二月二六日国土交通省令第六号) 抄

(施行期日)  
この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

**附 則** (平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号)

(施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一六年二月二六日国土交通省令第六号) 抄

(施行期日)  
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一七年三月二八日国土交通省令第一九号)

(施行期日)  
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一七八年三月二八日国土交通省令第一九号)

(施行期日)  
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一八年三月三一日国土交通省令第一九号)

(施行期日)  
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一七八年三月三一日国土交通省令第一九号)

(施行期日)  
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

第一条 この省令の施行前に建造され、又は建造に着手された船舶(船舶のトン数の測度に関する法律附則第三条第一項の規定の適用があるものを除く。以下「現存船」という。)については、

この省令の規定による改正後の船舶のトン数の測度に関する法律施行規則第十条第二項、第十九条第一項、第二十四条、第二十八条、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十四条第二項、第四十三条及び第四十五条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。ただし、この省令(経過措置)の施行の日以後に次の各号に該当する修繕が行われた現存船については、船舶法(明治三十二年法律第十六号)第四条に規定する測度若しくは同法第九条に規定する改測、小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第二百二号)第六条第二項若しくは第九条第二項に規定する測度又は小型漁船の総トン数の測度に関する政令(昭和二十九年政令第二百五十九号)第一条第一項若しくは第三項に規定する測度を受ける日以後は、この限りでない。

一 上甲板の下面において船首材の前面から船尾材の後面までの長さ、船体の最広部においてフレームの外面から外面までの幅又は当該長さの中央においてキールの上面から船側における上甲板の下面までの深さの変更を生ずる修繕

二 上甲板上にある船櫓又は甲板室の新設又は撤去を伴う修繕

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれとの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

**附 則 (平成二十一年一〇月二九日国土交通省令第八八号) 抄**

(施行期日) この省令は、平成二十一年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**第一条 附 則 (平成二十四年一二月一一日国土交通省令第八七号) 抄**

1 この省令は、海上運送法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年一二月十一日)から施行する。

**附 則 (令和元年六月二八日国土交通省令第一〇号)**

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

**附 則 (令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号) 抄**

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

**附 則 (令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号)**

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取  
り繕つて使用することができる。

**附 則 (令和五年六月三〇日国土交通省令第五一号)**

この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和五年七月一日)から施行する。

**別表第一 (第十一条、第十二条、第五十七条関係)**

L p p は、垂線間長  
備考

五十メートル未満  
係数

五十メートル以上  
距離

垂線間長  
距離及び係数

L p p は、垂線間長

別表第7(第7-1条関係)												備考	数値
総トン数の区分												垂線間長	ト
3,000トン以上 未満	2,000トン以上 未満	1,000トン以上 未満	500トン以上 未満	300トン以上 未満	100トン以上 未満	50トン以上 未満	50トン未満	50トン未満	甲船舶	手数料の種別	交付	8.07+0.018×(Lpp-350)	この場合において、 Lppは、垂線間長(メートル)
4,000ト ン未満	3,000ト ン未満	2,000ト ン未満	1,000ト ン未満	500ト ン未満	300ト ン未満	100ト ン未満	50ト ン未満	50ト ン未満	乙船舶	手数料の種別	交付	8.07+0.018×(Lpp-350)	この場合において、 Lppは、垂線間長(メートル)
0 1 0 2 0 1 円, 4	0 9 0 6 円, 4	0 7 0 9 円, 4	0 6 0 4 円, 6	0 5 0 0 円, 3	0 4 0 2 円, 0	0 3 0 7 円, 8	0 3 0 1 円, 6	甲船舶	手数料の種別	交付	8.07+0.018×(Lpp-350)	この場合において、 Lppは、垂線間長(メートル)	
6 4 0 1 0 1 円, 5	2 3 0 5 0 5 円, 5	0 2 0 8 0 9 円, 5	0 2 0 2 0 5 円, 5	2 1 0 7 0 4 円, 4	6 1 0 2 0 9 円, 4	0 9 0 8 0 7 円, 4	0 6 0 9 0 3 円, 3	乙船舶	手数料の種別	交付	8.07+0.018×(Lpp-350)	この場合において、 Lppは、垂線間長(メートル)	
0 1 0 2 0 1 円, 4	0 9 0 6 円, 4	0 7 0 9 円, 4	0 6 0 4 円, 6	0 5 0 0 円, 3	0 4 0 2 円, 0	0 3 0 7 円, 8	0 3 0 1 円, 6	甲船舶	手数料の種別	交付	8.07+0.018×(Lpp-350)	この場合において、 Lppは、垂線間長(メートル)	
6 4 0 1 0 1 円, 5	2 3 0 5 0 5 円, 5	0 2 0 8 0 9 円, 5	0 2 0 2 0 5 円, 5	2 1 0 7 0 4 円, 4	6 1 0 2 0 9 円, 4	0 9 0 8 0 7 円, 4	0 6 0 9 0 3 円, 3	乙船舶	手数料の種別	交付	8.07+0.018×(Lpp-350)	この場合において、 Lppは、垂線間長(メートル)	
0 4 5 円 8 0 ,	0 8 3 円 3 0 ,	0 3 2 円 9 0 ,	0 3 2 円 7 0 ,	船 甲	更の上 部容 積の 変更	付 加 物又は 船体付 加部、 船構 造の 変更物	更の上 部容 積の 純ト ン数の 変更	船 甲	手数料の種別	交付	8.07+0.018×(Lpp-350)	この場合において、 Lppは、垂線間長(メートル)	
0 7 3 1 円 0 , 2	0 6 9 円 2 0 ,	0 8 6 円 8 0 ,	0 7 5 円 1 0 ,	船 乙	外更の の以 變數	付 加 物又は 船体付 加部、 船構 造の 變更物	外更の の以 變數	船 乙	手数料の種別	交付	8.07+0.018×(Lpp-350)	この場合において、 Lppは、垂線間長(メートル)	
0 0 1 0 2 円 0 0 ,	0 1 2 円 0 0 ,	0 1 2 円 0 0 ,	0 1 2 円 0 0 ,	国際 總 ト ン 数 又 は 純 ト ン 数 の 變 更	付 加 物又は 船体付 加部、 船構 造の 變更物	付 加 物又是 總 國 際 總 ト ン 数 又 は 純 ト ン 数 の 變 更	付 加 物又是 總 國 際 總 ト ン 数 又 は 純 ト ン 数 の 變 更	国際 總 ト ン 数 又 は 純 ト ン 数 の 變 更	手数料の種別	交付	8.07+0.018×(Lpp-350)	この場合において、 Lppは、垂線間長(メートル)	

総トン数の区分																	
50トン未満	030,000トン以上	020,000トン以上	015,000トン以上	010,000トン以上	008,000トン以上	006,000トン以上	004,000トン以上	003,000トン以上	002,000トン以上	001,000トン以上	000,000ト	ン未満	1,000トン以上	3,000トン未満	100トン以上	500トン以上	50トン未満
50,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	ト	ン未満	1,000	3,000	100	50	50
860300円	650200円	040500円	130700円	830009円	720504円	920104円	710704円	095700円	078800円	049100円	041700円	037500円	031300円	030000円	030000円	030000円	甲船舶
071,045円	031,630円	020,050円	021,070円	099,000円	099,000円	099,000円	099,000円	099,000円	099,000円	099,000円	乙船舶						
860300円	650200円	040500円	130700円	830009円	720504円	920104円	710704円	095700円	078800円	049100円	041700円	037500円	031300円	030000円	030000円	030000円	甲船舶
071,045円	031,630円	020,050円	021,070円	099,000円	099,000円	099,000円	099,000円	099,000円	099,000円	099,000円	乙船舶						
049,060円	049,060円	049,060円	049,060円	049,060円	049,060円	049,060円	049,060円	049,060円	049,060円	049,060円	049,060円	049,060円	049,060円	049,060円	049,060円	舶甲船	
71,9																	変更の以
																	円00991

総トン数の区分																	
別表第8(第71条関係)																	
備考																	
300トン以上	100トン以上	50トン未満	1000トン未満	1000トン未満	500トン未満	70,000トン以上											
500トン未満	3000トン未満	100,000トン以上															
060400円	050030円	040805円	030090円	甲船舶													
320,005円	310,007円	710206円	080087円	乙船舶													
060400円	050030円	040805円	030090円	甲船舶													
320,005円	310,007円	710206円	080087円	乙船舶													
093,060円	043,040円	舶甲船															
028,080円	006,000円	舶乙船															
093,060円	043,040円	外更の以															
028,080円	006,000円	外更の以															
022,050円	022,050円	022,050円	022,050円	022,050円	022,050円	022,050円	022,050円	022,050円	022,050円	022,050円	022,050円	022,050円	022,050円	022,050円	022,050円	022,050円	外更の以
円00252	円00252	円00252	円00252	円00252	円00252	円00252	円00252	円00252	円00252	円00252	円00252	円00252	円00252	円00252	円00252	円00252	外更の以

1. 甲船舶とは、第61条第2項の規定が適用される船舶をいう。  
 2. 乙船舶とは、甲船舶以外の船舶をいう。  
 3. 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の容積の変更による国際総トン数又は純トン数の変更に係る書換えは、船舶内全部の容積の変更による国際総トン数又は純トン数の変更に係る書換えとみなし、この表に定める手数料を徴収する。  
 4. 基準喫水線又は旅客定員の数の変更による純トン数の変更に係る書換えは、船体付加部、付加物又は上部構造物の容積の変更による純トン数の変更に係る書換えとみなし、この表に定める手数料を徴収する。  
 5. 海上運送法第38条の2の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、20,900円とする。

備考	1. 甲船舶とは、第61条第2項の規定が適用される船舶をいう。	2. 乙船舶とは、甲船舶以外の船舶をいう。	3. 上甲板下全部区分甲板下全部又は船体主部全部の容積の変更による国際総トン数又は純トン数の変更に係る書換えは、船舶内全部の容積の変更による国際総トン数又は純トン数の変更に係る書換えとみなし、この表に定める手数料を徴収する。	500トン以上未満	1,000トン未満	1,000トン以上未満	2,000トン以上未満	3,000トン以上未満	4,000トン以上未満	5,000トン以上未満	1,000トン以上未満	2,000トン以上未満	3,000トン以上未満	4,000トン以上未満	5,000トン以上未満	1,000トン以上未満	2,000トン以上未満	3,000トン以上未満	4,000トン以上未満	5,000トン以上未満
100,000トン以上	70,000トン未満	50,000トン以上未満	30,000トン以上未満	20,000トン以上未満	15,000トン以上未満	10,000トン以上未満	8,000トン以上未満	6,000トン以上未満	4,000トン以上未満	3,000トン以上未満	2,000トン以上未満	1,000トン以上未満	8,000トン以上未満	6,000トン以上未満	4,000トン以上未満	3,000トン以上未満	2,000トン以上未満	1,000トン以上未満		
081,090円	050,020円	061,050円	050,080円	080,030円	090,030円	090,030円	060,060円	030,030円	020,020円	030,010円	090,010円	030,010円	040,040円	020,020円	010,010円	000,000円	000,000円	000,000円		
062,062円	062,062円	041,041円	091,031円	031,051円	051,019円	031,020円	070,020円	019,007円	091,020円	031,020円	051,020円	019,020円	040,040円	020,020円	010,010円	000,000円	000,000円	000,000円		
081,090円	050,020円	061,050円	050,080円	080,030円	090,030円	090,030円	060,060円	030,030円	020,020円	030,010円	090,010円	030,010円	040,040円	020,020円	010,010円	000,000円	000,000円	000,000円		
062,062円	062,062円	041,041円	091,031円	031,051円	051,019円	031,020円	070,020円	019,007円	091,020円	031,020円	051,020円	019,020円	040,040円	020,020円	010,010円	000,000円	000,000円	000,000円		
040,020円	040,020円	010,010円	055,011円	002,002円												097,040円	094,020円			
040,020円	085,020円	005,005円														079,010円	029,010円	005,005円		

4. 基準喫水線又は旅客定員の数の変更による純トン数の変更に係る書換えは、船体付加部、付加物又は上部構造物の容積の変更による純トン数の変更に係る書換えとみなし、この表に定める手数料を徴収する。

5. 海上運送法第38条の2の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、海上運送法第38条の2の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、付加物又は上部構造物の容積の変更による純トン数の変更に係る書換えとみなし、この表に定める手数料を徴収する。

第1号様式（第59条関係）（昭59運令18・平元運令24・平6運令12・平9運令83・平14國交令79  
・平18國交令30・令元國交令20・令2國交令98・一部改正）

国際トン数証書（確認書）交付申請書	
船名	
船舶番号	
船舶籍港	
起工年月日	
国際総トン数	
測度を受けようとする場所及び期日	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所	
年月日	
住 所	
申請者	氏名又は名称
地方運輸局長	
運輸監理部長	
地方運輸局運輸支局長	
地方運輸局海事事務所長	
運輸監理部海事事務所長	
地方運輸局運輸支局海事事務所長	
沖縄総合事務局長	
運輸事務所長	

(日本産業規格A列4番)

## 備考

- 1 船名には、ふりがなを付すこと。
- 2 起工年月日の欄には、西暦により記載すること。

第2号様式（第62条関係）（昭59運令18・平元運令24・平6運令12・平9運令83・平14國交令79  
・平18國交令30・令元國交令20・令2國交令98・一部改正）

国際トン数証書（確認書）書き換え申請書	
船名	
船舶番号	
書き換えを受けようとする事項	新 旧
測度を受けようとする場所及び期日	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所	
年月日	
住 所	
申請者	氏名又は名称
地方運輸局長	
運輸監理部長	
地方運輸局運輸支局長	
地方運輸局海事事務所長	
運輸監理部海事事務所長	
地方運輸局運輸支局海事事務所長	
沖縄総合事務局長	
運輸事務所長	

(日本産業規格A列4番)

備考 船名には、ふりがなを付すこと。

第3号様式(第64条関係) (昭59運令18・平元運令24・平6運令12・平9運令83・平14國交令79  
・平18國交令30・令元國交令20・令2國交令98・一部改正)

国際トン数証書(確認書)交付(書換え)引継申請書	
船名	
船舶番号	
交付又は書換えの引継ぎを受けようとする理由	
引継ぎ後測度を受けようとする場所及び期日	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所	
年月日	
住 所 申請者 氏名又は名称	
地方運輸局長 運輸監理部長 地方運輸局運輸支局長 地方運輸局海事事務所長 運輸監理部海事事務所長 地方運輸局運輸支局海事事務所長 沖縄総合事務局長 運輸事務所長	

(日本産業規格A列4番)

備考 船名には、ふりがなを付すこと。

第4号様式(第65条関係) (昭59運令18・平元運令24・平6運令12・平9運令83・平14國交令79  
・平18國交令30・令元國交令20・令2國交令98・一部改正)

国際トン数証書(確認書)再交付申請書	
船名	
船舶番号	
延書の番号	
証書の交付年月日	
再交付受けようとする理由	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所	
年月日	
住 所 申請者 氏名又は名称	
地方運輸局長 運輸監理部長 地方運輸局運輸支局長 地方運輸局海事事務所長 運輸監理部海事事務所長 地方運輸局運輸支局海事事務所長 沖縄総合事務局長 運輸事務所長	

(日本産業規格A列4番)

備考

- 1 船名には、ふりがなを付すこと。
- 2 再交付受けようとする理由欄には、滅失、き損等の別及び滅失の場合にあつては、その事情をも明記すること。

第5号様式（第69条関係）の表（昭59運令18・平14田交令79・平18田交令30・一部改正）

第5号様式（第69条関係）の裏（平14国交令79・一部改正）

SPACES INCLUDED IN TONNAGE					
国 際 粗 ト ン 数 GROSS TONNAGE			純 ト ン 数 NET TONNAGE		
場所の名称 Name of Space	位 置 Location	長 さ Length	場所の名称 Name of Space	位 置 Location	長 さ Length
上甲板下 Underdeck	—	—			
			戦客定員の数 (乗組員の指図書   第4規則(1)) NUMBER OF PASSENGERS (Regulation 4(1)) 定員 8人以下の船客室に係る戦客定員の数 Number of passengers in cabins with no more than 8 berths その他の旅客定員の数 Number of other passengers		
脱出場所 (各船の指図書   第2規則(5)) <b>EXCLUDED SPACES</b> (Regulation 2(5))			間 板 (各船の指図書   第4規則(2)) <b>MOULDED DRAUGHT</b> (Regulation 4(2))		
最初の測量の日及び場所 Date and place of original measurement 前回の測量の日及び場所 Date and place of last previous remeasurement					
備考 REMARKS :					

第6号様式（第69条関係）の表（昭59運令18・平14運令69・平15運令30・一部改正）

公の 印		国際トンヌ認証書 TONNAGE CERTIFICATE	
日本國政府の権限の下に、 Issued under the authority of the Government of Japan by			
船名 Name of Ship	船籍番号又 登録番号 Distinctive Number of Letters	船籍港 Port of Registry	日付 (注) *Date
(※ キールが据え付けられた日又しくは船舶がこれと同様の建造段階にあった日 (※第2条(8))、又は船舶の主たる特質の変更若しくは改修の行われた日(※ 約第3条(6))の日付)			
*Date on which the keel was laid or the ship was at a similar stage of construction (Article 2(8)), or date on which the ship underwent alterations or modifications of a major character (Article 3(6)), as appropriate.			
主 要 尺 法 MAIN DIMENSIONS			
長 (第2条(8)) Length (Article 2(8))	幅 (第2条(8)) Breadth (Regulation 2(8))	船體の中央における 上甲板までの船底さ 第2種則(2) Moulded Depth amidships to Upper Deck (Regulation 2(2))	
THE TONNAGES OF THE SHIP ARE: 国際トンヌ GROSS TONNAGE 純トンヌ NET TONNAGE			
この証書は、1969年の船舶のトンヌの測定に関する国際条約の附属書1の規 定に従ってこの船舶のトンヌが算定されたことを証明する。 This is to certify that the tonnages of this ship have been determined in accordance with the provisions of the Annexes of the International Convention on Tonnage Measurement of Ships, 1969. 年月日 (証書の発給の日付) (証書の発給の場所) Issued at ..... (place of issue of certificate) ..... (date of issue)			
船舶測定官の署名 Signature of Surveyor			
地方運輸局長 地方運輸支局長 地方運輸支局事務所所長 運輸監理部事務所所長 (氏名) (印影) 地方運輸局運輸事務所所長 沖縄総合事務局長 運輸事務所所長			

第6号様式（第69条関係）の裏（平14運令69・一部改正）

トーンに算入される場所 SPACES INCLUDED IN TONNAGE					
総 ト ナッ ジ GROSS TONNAGE		純 ト ナッ ジ NET TONNAGE			
場所の名前 Name of Space	積 容 Loaders	長 度 Length	場所の名前 Name of Space	積 容 Loaders	長 度 Length
上甲板下 Underdeck	—	—			
乗客乗員の数 NUMBER OF PASSENGERS (Regulation 4(1))					
船内1人以下の座席を含む船底面積の数 Number of passengers in cabin and deck areas of floor space Excluding seats Number of other passengers					
船底面積 MOULDED DRAUGHT (Regulation 4(2))					
船舶底面積の外側から船底面積の内側へ の間隔を算入するための船底面積 The distance from the outer side of the bottom area to the inner side of the bottom area is to be taken into account for the bottom area listed above which consists both enclosed and unenclosed spaces					
船底面積の算出及び測定 Date and place of original measurement					
船底面積の再測定及び算出 Date and place of last previous re-measurement					
備考 REMARKS:					

第7号様式(第71条関係) (昭59運令18・平元運令24・平6運令12・平9運令83・平14國交令79  
・平18國交令60・令元國交令20・令2國交令98・一部改正)

手数料納付書	
金_____円	
船名	
総トン数	
手数料の種別	
上記金額の手数料を納めます。	
収入紙	
年月日	
住所	
氏名又は名称	
地方運輸局長 運輸監理部長 地方運輸局運輸支局長 地方運輸局海事事務所長 運輸監理部海事事務所長 地方運輸局運輸支局海事事務所長 沖縄総合事務局長 運輸事務所長	

(日本産業規格A列4番)

第八号様式(第73条関係) (昭59運令18・平11運令36・平14國交令60・平18國交令10・一部改正)

第号	立入検査証
船舶のトン数の測度に関する法律第十七条第一項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。	官職氏名
地方運輸局長 運輸監理部長 地方運輸局運輸支局長 地方運輸局海事事務所長 運輸監理部海事事務所長 地方運輸局運輸支局海事事務所長 沖縄総合事務局長	年月日 日捺印 日限り有効

(日本産業規格B列8番)

(表)

## 船舶のイン数の測定に関する法律並びに

## (立入検査)

第十二条 国土交通大臣は、この法律及び条約を実施するため必要な規定において、その認真にて、船舶に立ち入り、国際トン数証書（条約の締約国である外国が条約の規定に基づいて交付した国際トン数証書）と相当する書面を持び、国際トン数証書その他の物件を検査させることがきる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

二 第十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌憚した者